

平成二十五年十月二十四日提出
質問 第二二二二号

東京都三鷹市で起きたストーカー女子高生殺害事件に係る警視庁の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

東京都三鷹市で起きたストーカー女子高生殺害事件に係る警視庁の対応等に関する質問主意書

本年十月八日、東京都三鷹市に住んでいた女子高生が、かつての交際相手に付きまとわれた結果殺害されるといういたましい事件が起きた。

右を踏まえ、以下質問する。

一 報道によると、事件の四日前、被害者が通っていた高校の担任教師が杉並署に相談をしたところ、自宅のある三鷹署に行くようにとの指示を同署が出しただけで、相談の記録を取っていなかったとのことである。また三鷹署でも、相談を受けてから被害者の自宅をパトロールする等の対応を取っておらず、また容疑者へ警告の電話をかけたものの、その番号は容疑者本人のものではなかったとのことである。被害者から相談を受けてからの警視庁の対応ぶりを、改めて時系列に沿った形で説明されたい。

二 度重なる凶悪なストーカー犯罪の発生を受け、いわゆるストーカー規制法の改正法が事件発生前の本年十月三日に全面施行されたばかりである。今回の事件を振り返る時、警察の適切なサポート、親切的配慮があったならば、防げた事件ではないかと考えられるが、国家公安委員長の見解は如何に。

三 本年十月十日、警察庁は、今回の事件に対する警視庁の対応が適切であったか否か徹底的に検証するよ

う指示を出していると承知するが、右の検証作業はいつまでに終わられ、その結果は国民に対してどのような形で公表されるのか説明されたい。

右質問する。